

定等よりも労働者の生活に直接關係する法則に對する運來があるが、是等に対する 調査研究の
歴史的なよりでなく且つそれか調査實現のための機關の如きも、一時的乃至は中央委員会の如き
であつた。

故に無産政黨に對しても次の要する實行に反跌せしめることか出来なかつた恨みがある。

實 行 方 法

本大會は「労働法制調査特別委員会」を設置して現行労働法制の批判、改善並に労働階級の
福利増進のための労働法制獲得に關する調査を行ふこと、
本大會会には中央委員の統制下の常設機関とす。
(執行)